

★基本情報入力欄 はじめに太枠内の情報を入力してください。

都道府県名	〇〇県	← 「都道府県」まで記入してください。
市町村名	△△市	← 「市町村」まで記入してください。
対象組織名	あいうえお活動組織	
代表者名	多面 太郎	
代表者住所	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	

★記入の手順と注意事項（Excelで様式を作成する場合）

- ・様式1-1号シートから順番に入力してください。
- ・画面下の様式名を選択すると、入力する様式を切り替えることができます。左下の◀▶をクリックすることで、隠れている様式を表示させることができます。
- ・活動組織の方が入力するセルには、この色が塗ってあります。
- ・この色が塗ってあるセルは自動で入力されますが、自由に入力することもできます。自動入力されたものが間違っている場合は、正しく修正してください。
- ・行を追加する際は、一番左にある行番号をクリックして行全体をコピーし、表の最下部の太線より上の位置で行番号を右クリックし「コピーしたセルの挿入」を選択してください。

・計算式が入っているセルは変更しないでくだ

新規組織または変更認定を申請する組織も様式1-1～様式1-3まで、該当すれば様式1-4,1-5の一式を揃えて市町村長に提出します。変更認定と変更届の場合は変更理由書と新旧対照表も添付します。

★提出書類と各シートの説明

1. 事業計画の申請時に提出するもの

シート名	提出の必要性	書類名
様式1-1号	必須	様式第1-1号 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について
様式1-2号	必須	様式第1-2号 多面的機能発揮促進事業に関する計画
様式1-3号	必須	様式第1-3号 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
活動計画書	必須	様式第1-3号別紙1 多面的機能支払交付金に係る活動計画書（1号事業様式）
加算措置	必要に応じて	※加算措置に取り組む場合のみ提出
位置図	必須	様式第1-3号別紙1別添1 実施区域位置図
構成員一覧	必須（どちらかを提出）	活動組織の規約別紙（構成員一覧）
別ファイル		様式第1-3号別紙1別添2 構成員
長寿命化整備計画	必要に応じて	様式第1-4号 長寿命化整備計画書
工事確認書	必要に応じて	様式第1-5号 工事に関する確認書
別ファイル	必須	別記6-1 活動組織規約 又は別記5-2 広域協定運営委員会規則

本交付金で「施設の更新等」を実施した場合は様式1-10「財産管理台帳」も作成し計画書に添付します（別ファイル）

2. 実施状況の報告時に提出するもの

シート名	提出の必要性	書類名
活動記録	必須に応じて	様式第1-6号 活動記録 ※農地維持支払のみに取り組む場合、提出不要
金銭出納簿	必須	様式第1-7号 金銭出納簿
報告書	必須	様式第1-8号 実施状況報告書
持越金の使用予定表	必要に応じて	※持越金の額が規定以上になる場合のみ提出

R2年度より「持越金の使用予定表」の様式が追加されています。

3. 取組番号表

シート名	提出の必要性	内容
取組番号早見表		活動記録に記載する取組の番号早見表
取組番号表		活動記録に記載する取組の番号表（詳細版）

4. その他のシート（活動組織の方は入力不要です）

シート名	提出の必要性	内容
選択肢		選択肢のリスト 活動組織の方は、選択肢を変更しないでください。
市町村用		市町村が都道府県に報告する様式
別記3-1(1)		市町村の確認用様式
別記3-1(2)		市町村の確認用様式
別記3-1(3)		市町村の確認用様式
市町村コード		集計用の市町村コード一覧表

令和〇年〇月〇日

△△市長 殿

印鑑の押し忘れにご注意ください。

あいうえお活動組織

多面 太郎

印

面積変更等による変更認定の場合は「認定」の前に「変更」を入れて
[多面的機能発揮促進事業に関する計画の**変更認定の申請**について]とします。

多面的機能発揮促進事業に関する計画の**認定の申請**について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

多面的機能支払交付金に関する申請は1号事業に■かレ印を記入します。

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- 1号事業（多面的機能支払交付金）
- 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3 その他

- 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

届出の場合 様式は任意
(例)「認定の申請」→「**変更の届出**」でも可。

なお軽微な変更届の場合も変更理由書と新旧対照表を添付の上提出します。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和〇年〇月〇日
あいうえお活動組織

市町村と相談しながら、地域の特色を踏まえて記載します。

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

地域共同で取り組む活動期間の目標を記載します。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類 (実施するものに○を付すこと。)

1号事業 (多面的機能支払交付金)	農地維持活動を行う場合に○
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号。以下「法」という。) 第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金) 共同活動または長寿命化の活動を行う場合に○
2号事業 (中山間地域等直接支払交付金)	
3号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)	
4号事業 (その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)	

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (以下「活動計画書」という。)
「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動
活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払 (共同)」及び「(3) 資源向上支払 (長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

新規組織と再認定組織の申請は原則6月30日まで提出します。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	(あいうえおかつどうそしき)
組織名	あいうえお活動組織
(ふりがな)	(ためん たろう)
代表者氏名	多面 太郎 印
(ふりがな)	(まるけんさんかくしまるちょう)
所在地	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇

印鑑の押し忘れにご注意ください。

所在地は、組織の事務所が置かれている住所を記載してください。代表者宅に限らず公民館等にある場合はその住所になります。規約第2条の事務所の住所と整合させること。

I. 地区の概要 (共通)

<活動の計画>

<input checked="" type="checkbox"/>	II. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙 1
<input type="checkbox"/>	III. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に () 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と

1. 活動期間

活動期間は原則として5年間です。長寿命化については、短縮することも可能です。変更認定しても開始年度が変わるわけではありません。

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	令和2年度	令和6年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払 (共同)	令和2年度	令和6年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払 (長寿命化)	令和2年度	令和6年度	5年	○年度	○年度
中山間地域等 直接支払	○年度	○年度			
環境保全型農業 直接支払	○年度	○年度			

変更認定を受ける場合はその年の制度ルールが、変更前の制度に追加適用されます。

変更申請の認定を受けた年度を記入してください。変更する部分は二段書きとし変更前を()書きで上段に記載。

活動期間内に耕作可能な状態にする必要があります(出来ない活動未達になるので注意)一部解消した場合は数値を変更の上変更届を提出。

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1					計	うち遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限
	田	畑	草地	採草放牧地			
多面 支払	10,000a	1,000a	100a		11,100 a	10 a	11,214,780円
中山間 直払	認定農用地面積とは、計画に位置付けて活動を実施する農用地。広域活動組織については広域協定に位置付けた協定農用地面積を記入します。				a	a	円
取組 面積	環境 直払※2				維持・共同・長寿命化・加算すべての交付金額の合計。 エクセルでは自動表示。		

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	8.2 km	7.5 km
	0.3 km	1.6 km	3 箇所

認定農用地の区域内において保管理活動等を実施する施設を記入します。

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。(小数第2位を切り上げ)

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

維持・共同の交付金を活用して長寿命化を行う場合もこの欄に記入します。kmで計上出来ない場合は記載不要(箇所や基等)

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
100 a

認定農用地区域内において中山間直払集落協定との重複面積を記入します。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を()書で上段に記載するものとする。

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒

それぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて年当たり交付金額を算定します。エクセルは自動表示。

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000 a	3,000 円/10a	3,000,000円
畑	1,000a	2,000 円/10a	200,000円
草地	100a	250 円/10a	2,500円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		3,202,500円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

交付額の算定方法: 対象農用地面積
田5000.4a→5000a畑4999.6a→4999a
小数第一位切り捨て

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000a	2,400 円/10a	2,400,000円
畑	1,000a	1,440 円/10a	144,000円
草地	100a	240 円/10a	2,400円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		2,546,400円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

- ①多面的機能の増進活動に取り組む
- ②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

- ①②に該当 ⇒ 単価に0.75を乗ずる
- ①のみ該当 ⇒ 単価の修正なし
- ②のみ該当 ⇒ 単価に0.625を乗ずる
- ①②に該当しない ⇒ 単価に5/6を乗ずる

共同活動の単価は取り組み状況によって単価が異なりますので市町村に確認してください。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	10,000a	4,400 円/10a	4,400,000円
畑	1,000a	2,000 円/10a	200,000円
草地	100a	400 円/10a	4,000円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		4,604,000円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記

山形県の広域化規模要件は6法指定地域においては50haまたは3集落（農業用センサス集落）

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模 ⇒

要件を満たさない場合は○ 集落数×200万円 円

2. 組織の広域化・体制強化の計画（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	令和 2 年度	令和 7 年度

組織の広域化・体制強化に対する支援を受ける場合には「4.加算措置」の様式も記入します。

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）【参考：市町村跨がり例】

Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）市町村に跨がる場合は、必要行をコピー挿入して小計欄及び合計欄

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒ の数式を適合するよう修正してください。

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
▲▲市 田	10,000 a	3,000 円/10a	3,000,000円
▲▲市 畑	120a	2,000 円/10a	24,000円
▲▲市 草地	a	250 円/10a	円
▲▲市 小計	10,120a		3,024,000円
★★町 田	1,500 a	3,000 円/10a	450,000円
★★町 畑	160a	2,000 円/10a	32,000円
★★町 草地	a	250 円/10a	円
★★町 小計	1,660a		482,000円
田	11,500 a		3,450,000円
畑	280a		56,000円
草地	a		円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,780a		3,506,000円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積 a

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
▲▲市 田	10,000 a	1,800 円/10a	1,800,000円
▲▲市 畑	120a	1,080 円/10a	12,960円
▲▲市 草地	a	円/10a	円
▲▲市 小計	10,120a		1,812,960円
★★町 田	1,500 a	1,800 円/10a	270,000円
★★町 畑	160a	1,080 円/10a	17,280円
★★町 草地	a	円/10a	円
★★町 小計	1,660a		287,280円
田	11,500 a		2,070,000円
畑	280a		30,240円
草地	a		円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,780a		2,100,240円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①②に該当 ⇒単価に0.75を乗する

①のみ該当 ⇒単価の修正なし

②のみ該当 ⇒単価に0.625を乗する

①②に該当しない⇒単価に5/6を乗する

(3) 資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
▲▲市 田	10,000 a	4,400 円/10a	4,400,000円
▲▲市 畑	120a	2,000 円/10a	24,000円
▲▲市 草地	a	円/10a	円
▲▲市 小計	10,120a		4,424,000円
★★町 田	1,500 a	4,400 円/10a	660,000円
★★町 畑	160a	2,000 円/10a	32,000円
★★町 草地	a	円/10a	円
★★町 小計	1,660a		692,000円
田	11,500 a		5,060,000円
畑	280a		56,000円
草地	a		円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,780a		5,116,000円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模 ⇒
 要件を満たさない場合は○
 集落数×200万円

※複数市町村に跨がりの場合で、市町村別に面積表示行を挿入修正した場合は、次の点に注意しながら他の様式における自動転記欄の計算式修正が必要となります。

- ①シートの最後の方にある【市町村用】シート（実施状況確認表）の面積欄の計算式の修正が必要となります。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください

この集落数は自治会などの集落単位ではなく、農業用センサスによる集落数。以下市町村に確認してください。

集落数

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島 特別豪雪地帯
 離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

特別豪雪地帯が適用される場合は欄外に追記可能。

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 資源向上支払 (共同) 資源向上支払 (長寿命化)

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

R1年度認定組織より資源向上支払(共同・長寿命化)も農振農用地区域外(白地)の交付金算定対象です。

活動項目	取組	毎年度の実施時期												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
点検・ 計画策定	1 点検	R2年度より3.事務研修に加えて「機械の安全使用に関する研修」が追加されました。2つの研修をそれぞれ1回以上実施します(維持の交付を受ける全組織対象)												
	2 年度活動計画の策定	○												
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	○年度(及び○年度)に受講予定(活動期間内に各1回以上受講)												
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理											○	
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り			○	○	○							
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	水路	7 水路の草刈り			○	○	○							
		8 水路の泥上げ	○											
		9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	農道	10 農道の草刈り					○				○			
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定											
	ため池	13 ため池の草刈り	該当のない施設は空欄でOK										○	
		14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
		15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後												
地域資源の適切な保全管理のための推進活動												○		

4.遊休農地発生防止のための保全管理は計画に位置付けた遊休農地がない場合には「点検結果に応じて実施時期を決定」でもOK

R2年度より16異常気象時の対応の中で「異常気象前の見回り活動等」も山形県基本方針に追加されました。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について
 1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ①中心経営体との役割分担による保全管理 | <input type="checkbox"/> ④集落間連携や広域的活動による保全管理 |
| <input type="checkbox"/> ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理 | <input type="checkbox"/> ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理 |
| <input type="checkbox"/> ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理 | <input type="checkbox"/> ⑥その他 <input type="text"/> |

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

- ①農地の利用集積に伴う管理作業
- ②高齢農家の農用地に係る管理作業
- ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業
- ④共同利用施設の保安全管理
- ⑤その他

3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

- ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化
- ②入り作等の近隣の担い手との協力
- ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり
- ④新たな保安全管理の担い手の確保
- ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
- ⑥集落間の連携や広域的な活動
- ⑦その他

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

- 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催
- 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等
- 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
- 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- 22. 有識者等による研修会、検討会の開催
- 23. その他

毎年実践した取組をもとに「地域資源保安全管理構想」を活動期間中に取りまとめる必要があります。

(2) 資源向上支払 (共同)

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設の軽微な補修	機能診断・策定	24 農用地の機能診断	○											
		25 水路の機能診断	○											
		26 農道の機能診断	○											
		27 ため池の機能診断	○											
		28 年度活動計画の策定	○											
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和○年度に受講予定 (活動期間内に1回以上受講)											
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能											
31 水路の軽微な補修等		機能												
32 農道の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施時期を決定												
33 ため池の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施時期を決定												
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定		○										
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定		○										
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定		○										
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定		○										
		38 資源循環計画の策定		○										

共同活動の交付を受ける組織は毎年度「機能診断と年度活動計画の策定」を実施し記録します。

機能診断・補修技術等に関するDVD等を活用して組織主体で研修を行うことも可能です。

広域活動組織については「機能診断と実践活動」は各集落ごとに取り組む必要があります。

農村環境保全活動の1テーマ以上選択し、そのテーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します。活動を変更したい場合は変更届を提出。

活動項目	取組	毎年度の実施時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
農村環境保全活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）													
	43 畑からの土砂流出対策（水質保全）													
	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）									○				
	47 その他（景観形成・生活環境保全）									○				
	この線より上に行を挿入してください。													
啓発・普及	51 啓発・普及活動										○			

実践活動の取組については、活動の手引きの「取組番号表」や山形県基本方針からあてはまる「取組番号」と「取組」を選択し記入します。※エクセル様式ではプルダウンで取組を選択して入力します。

共同活動の交付を受ける組織は、実践活動の取り組みについて、組織の構成員向けに啓発・普及活動を毎年度実施します。

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意の取組）★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用													
	55 防災・減災力の強化									○				
	56 農村環境保全活動の幅広い展開													
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用									○				
	この線より上に行を挿入してください。													
	60 広報活動													

増進活動は、共同の単価が2400円と1800円の組織は毎年度必須の取り組みです。

R2年度より57「医療・福祉との連携」から「やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」に内容が拡充されました。

H29年度以降に新たに増進を取り組む組織は、地域外に幅広く活動を発信するため広報活動を毎年度実施します。ただし中山間地域や8法該当地域は必須ではありません。

51の啓発普及活動とは別内容のものを実施します。

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては広報活動は必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56. を選択した場合に選択⇒ 農村環境保全活動を1テーマ追加 「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ 景観形成・生活環境保全 高度な保全活動の取組内容

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

56幅広い展開の「農村環境保全活動を1テーマ追加」を選択した場合は先に実践活動で選んだ取り組みと別のテーマから選択すること。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

活動内容			延べ数量 (単位はkmか 箇所を選択)	年度計画				
施設区分	取組	内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
水路	61 水路の補修	水路〇〇-〇の老朽化部分の目地補修を行う	0.03 km	○	○			
水路	62 水路の更新等	土水路からコンクリート水路への更新	0.24 km			○	○	○
農道	63 農道の補修	農道〇〇-〇の路肩及び法面の補修	1.54 km		○	○		
ため池	66 ため池（附帯施設）の更新等	ゲートの更新を行う	3.00 箇所		○	○	○	
維持・共同の交付金を活用して長寿命化を行う場合もこの欄に記入します。								
延べ数量は「農業用施設欄の、うち（長寿命化）の対象施設」と整合させます。この欄は小数第2位まで記入ですが、農業用施設欄は小数第1位までの記入です（端数は小数第2位を切り上げ）								
直営施工とは、活動組織が自ら施設の補修等をすべて、または一部を実施することです。いずれかに○を記入します。								
この線より上に行を挿入してください。								

☆直営施工の実施方針について

全て直営施工

一部直営施工

直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第1の2の（4）又は第2の2の（4）に基づく活動）

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、この先2枚は提出不要です。

対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	100a	1,000 円/10a	10,000円
畑	50a	600 円/10a	3,000円
草地	10a	80 円/10a	80円
合計	160a		13,080円

小規模集落数	集落名
2集落	○集落、○集落

加算措置の適用条件を確認して、様式に必要な事項を記入の上計画書に添付してください。対象農用地は小規模集落が属する農用地面積を計上します。

★小規模集落支援の適用条件

- 小規模集落の総農家戸数が10戸以下である
- 小規模集落がこれまでに農地・水・環境保全国上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対象になっていない

増進活動について、これまでの取組項目に1項目以上追加する場合に、共同単価の加算を行います。新たに増進に取り組む場合は、2つ以上の取組が必要が必要です。実施出来なかった場合は単価1/6差額返還になるので注意してください。

(2) 資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

↓ 取組を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用		
農地周りの環境改善活動の強化	○	
地域住民による直営施工	○	○
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開		
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

長寿命化で「直営施工」を選択している場合は、増進活動の「地域住民による直営施工」は選択出来ませんので注意してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000a	400 円/10a	400,000円
畑	1,000a	240 円/10a	24,000円
草地	100a	40 円/10a	400円
合計	11,100a		424,400円

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

★多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件

- 取組を継続する活動組織又は広域活動組織
本事業計画の取組項目数
> 前年度又は変更前の取組項目数
- 新規の活動組織又は広域活動組織
本事業計画の取組項目数 2つ以上

共同の面積減や単価減額になる場合は加算措置の面積や単価も同様に減額する必要があります。

(3) 資源向上支払（共同）の農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける

② 農業者以外の割合
 ・ 組織の構成員 前頁の増進の加算を受けている組織で、構成員全体のうち農業者以外の割合が4割以上を占め、なおかつ③-1あるいは③-2の実践活動を毎年度行うこと。

農業者	個人	40人	+団体	1団体	=	41人・団体	
農業者以外	個人	25人	+団体	5団体	=	30人・団体	…①
合計	個人	65人	+団体	6団体	=	71人・団体	…②

・ 農業者以外の割合 42% ③-1の8割参加型か③-2の女性役員2名型かどちらかを選択

③-1 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 65人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 41人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 106人 のうち、8割にあたる 85人 以上が参加する実践活動を毎年度行う。

③-2 あるいは、役員に女性が 人 任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の6割が参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に実施

個人 65人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 65人 のうち、6割にあたる 39人 以上が参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

③-1、2いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000a	400 円/10a	400,000円
畑	1,000a	240 円/10a	24,000円
草地	100a	40 円/10a	400円
合計	11,100a		424,400円

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

○構成員の農業者以外の割合 4割以上

○共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が2名以上の組織で構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を複数回行うこと
 ※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

R2年度より、女性役員が2名以上いる場合は、「構成員の6割以上が参加する実践活動を毎年度2つ以上別々の日に行う」に要件が緩和されました。

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	該当するものに○	
3集落以上 又は50ha以上200ha未満		40,000 円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人		80,000 円/年・組織
1,000ha以上		160,000 円/年・組織

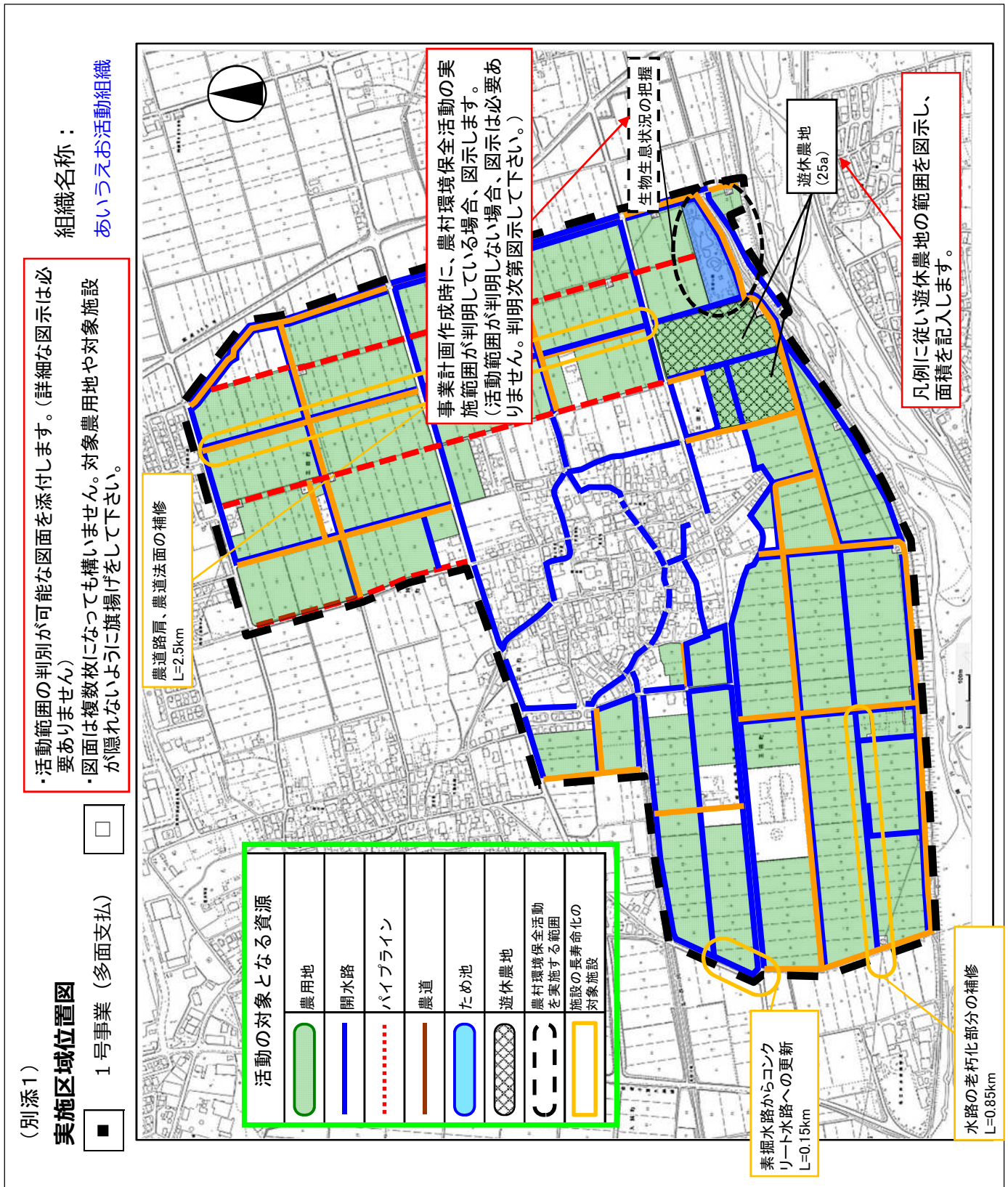
※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/年・組織、15,000ha以上のとき160,000円/年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

(3) 実施区域位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用排水路、農道等の施設を図示します。

また、「Iの2 実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。



※組織としての活動の目的、構成員、議決方法など組織運営の基本となる事項を確認するため規約を定めます。様式は実施要領（別記6-1）です。
規約内容を変更した場合は市町村長に「変更届」を申請します。

（別記6-1）

※総会で本規約が制定された日を記入します。

〇〇活動組織規約(例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日制定

第1章 総則

（名称）

第1条 この活動組織は、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）という。

（事務所）

第2条 活動組織は、主たる事務所を〇〇に置く。

※活動組織の事務所を設置している所在地を記入します。事務所がない場合は代表者の住所を記載します。

（目的）

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、〇〇〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

（注）多面的機能支払交付金以外の事業の事業実施主体となる場合は、第3条を以下の内容の規定として下さい。

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動若しくはそれらに資する活動を通じ、〇〇〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

第2章 構成員等

※総会の開催などにより、活動組織に参加することについて構成員の了解を得ます。

（構成員）

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

※規約別紙の「構成員一覧」を添付して提出します。

（備考）

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

第3章 役員等

（役員の定数及び選任）

第5条 活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この〇〇を代表し、〇〇の業務を統括する。

- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、〇〇の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、〇年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

※欠席者からは委任状をもらいます。構成員に団体が含まれる場合は事前に団体内の意思決定を行います。

(総会の権能)

※取り組む活動内容に応じて選択して記載します。

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第8条第二号、第三号及び第四号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算及び実施に関すること。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

※総会によって決まったことを議事録やメモなどの「書面」にまとめ構成員全員および構成団体に配布または回覧し確実にお知らせします（欠席者にも忘れずに）

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

(注)総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して規定して下さい。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

※構成員が立替払いしたレシートや領収書等も収支に関する書類として保存しましょう。

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金) ※交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
- 二 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

三 その他の収入

(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第14条第二号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。

一 農地維持支払交付金

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成) ※R2年度より、活動時の安全（作業前の危険個所の確認・共有）の一文が追加されました。

第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全（作業前の危険箇所の確認・共有など）について考慮し作成するものとする。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用) ※維持・共同の交付金で長寿命化活動に取り組む組織においても長寿命化の交付金を維持・共同に流用することはできません。

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にし、日々出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納) ※出納の事務は複数の役員で管理・確認しましょう。通帳と銀行印は別々の管理者のもとで保管しましょう。

第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第21条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(注) 資源向上活動により、施設の更新又は新たな設置を行う場合は、以下の規定を追加して下さい。

(財産の管理)

第22条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第 22 条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 23 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 活動組織規約の変更 ※例として第2条の事務所を会長宅の住所にしている場合、会長が変われば所在地も変わるため規約の変更届を提出します。

(規約の変更)

第 24 条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

第7章 雑則 ※活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等の賃貸料や旅費のほか、外部委託する場合の契約方法（見積もりや契約単価等）について細則に規定し総会で議決します。

(細則)

第 25 条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、令和〇〇年〇月〇日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第 16 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

総会の開催などにより活動組織に参加することについて構成員の了解を得ます

〇〇年〇月〇日

あいうえお活動組織構成員一覧

以下3. の構成員は、あいうえお活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

活動組織の事務所を設置している所在地を記入。
事務所がない場合は代表者の住所を記載します。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考
代表	多面 太郎	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	〇〇集落代表

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考
副代表	多面 次郎	〇〇県△△市〇町1-1-1	〇〇集落
会計	多面 三郎	〇〇県△△市〇町1-1-1	〇〇自治会

「役職名」欄には活動組織における役職名を記載します。

「備考」欄には所属する集落や団体名を記載します。

3. 構成員

- ★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。
- ★団体の場合は代表者名を記入してください。

「分類」欄には下記の分類リストから番号と分類名を記載します。手書きの場合は分類番号のみでも可。

(1) 〇〇集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	住所	備考（団体名等）
1. 農業者個人	多面 太郎	〇〇県△△市〇町1-1-1	
2. 農事組合法人	多面 次郎	〇〇県△△市〇町1-1-2	
3. 営農組合	多面 三郎	〇〇県△△市〇町1-1-3	〇〇営農組合

この線より上に行を挿入してください。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考
5. 農業者以外個人	多面 A子	〇〇県△△市〇町1-1-1	
5. 農業者以外個人	多面 A美	〇〇県△△市〇町1-1-2	
5. 農業者以外個人	多面 A太	〇〇県△△市〇町1-1-3	

この線より上に行を挿入してください。

(2) ○○集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	住所	備考（団体名等）
1.農業者個人	多面 B子	○○県△△市○町1-1-1	
2.農事組合法人	多面 B美	○○県△△市○町1-1-2	
3.営農組合	多面 B太	○○県△△市○町1-1-3	

この線より上に行を挿入してください。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考
5.農業者以外個人	多面 C子	○○県△△市○町1-1-1	
5.農業者以外個人	多面 C美	○○県△△市○町1-1-2	
5.農業者以外個人	多面 C太	○○県△△市○町1-1-3	

この線より上に行を挿入してください。

(3) 農業者以外の団体（代表者名のみ記載する。）

分類	氏名	住所	備考（団体名等）
6.自治会	多面 D子	○○県△△市○町1-1-1	○○自治会
7.女性会	多面 D美	○○県△△市○町1-1-2	○○女性会
11.学校・PTA	多面 D太	○○県△△市○町1-1-3	○○小学校

この線より上に行を挿入してください。

分類番号リスト

農業者				農業者以外								
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加							
	2	3	4		6	7	8	9	10	11	12	13
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・PTA	N P O	その他の農業者以外団体

長寿命化整備計画書

＜留意事項＞ 工事1件あたり200万以上となることが明らかな工事については「長寿命化整備計画書」を作成し事業計画書に添付して提出します。

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな取組について、下記に記載してください。

なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの概算事業費	備考
1	〇〇用水路	不明	-	土水路 幅〇〇mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路として更新する。	0.53km	令和2年度	280万円	
2	〇〇用水路	昭和41年	昭和60年	コンクリート水路 幅〇〇mm	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊があり、水路の一部区間が破損している。	シーリング材等を塗布してひび割れを被覆する。	0.58km	令和3年度	230万円	
3	〇〇用水路	昭和40年	昭和60年	コンクリート水路 幅〇〇mm	路縁の一部においてひび割れ、欠損や目地の劣化、コンクリート表面の摩耗といった老朽化がみられる。	水路の老朽化部分の補修による対策を行う。	0.70km	令和4年度	300万円	
4	〇〇揚水機	昭50年代	-	ゲート 幅 〇〇mm 高さ 〇〇mm	経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる。	補修材及び塗料を塗布。水密ゴムを交換。	〇箇所	令和6年度	210万円	
5				「工事1件あたり200万円以上の工事の追加」または「事業費の3割以上の増加」がある場合は変更の申請を行い、これに該当しない変更の場合は変更届を行います。維持・共同の交付金で長寿命化の工事を行う場合も適用になります。						

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。

長寿命化の工事を行う施設について、活動内容や数量等を記載の上、長寿命化整備計画書に添付し提出します。

(様式第1-5号)

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

(活動の対象となる施設及び内容)

- 第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。
- 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

(工事の施行に関する条件)

- 第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

- 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。
- 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(その他)

- 第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

市町村を除く、土地改良区や水利組合等が所有または管理する施設を対象とした工事を行う場合は、該当する所有者または管理者と「工事に関する確認書」を取り交わし計画書と併せて提出します。水利組合が該当する場合は、「〇〇土地改良区」を「〇〇水利組合」として記載し取り交わします。

あいうえお活動組織

〇〇県△△市〇町〇-〇-〇

代 表 〇〇〇〇 印

〇〇土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇 印

本交付金により「施設の更新等」を実施した場合は「財産管理台帳」を作成します。
 ※維持・共同の交付金を使って長寿命化を行う場合も対象となります。

(様式第1-10号)

事業量は実施状況報告書(様式第1-8号)の別添(3)に記載の完成数量と一致します。

財産管理台帳

工事費を記入して下さい。
 (調査費や事務費を除く。)

市町村名		〇〇市		対象組織名		あいえお活動組織		活動期間		平成31年度		～平成35年度		事業の内容		工期		経費の区分			処分制限期間		処分の状況		備考
名称	工種構造・規格	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (単位:円)	経費内訳(単位:円)			耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容												
							国費分	地方費分	その他					耐用年数	処分の 内容										
水路	〇〇用水路 BF-400	〇〇県〇〇市〇〇番	200m	H31.9.12	H31.12.12	630,000	315,000	315,000	0	40	H71.11.12		無償譲渡	施工:あいえお活動組織 H32.3.20に〇〇土地改良区へ譲渡済み											
						630,000	315,000	315,000																	

更新等を行った施設並びに取得価格が50万円以上の機械及び器具がある場合、また農林畜水産業関係補助金等交付規則別表(第5条関係)に掲げるものについて、作成します。

工事後は速やかに譲渡し、譲渡が完了している場合は、備考欄に年月日を入れて記載します。

- 注1: 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 注2: 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 注3: 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
- 注4: この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
- 注5: 複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。
- 注6: 「名称」は「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

事業費(工事費)が金銭出納簿と一致しているか確認します。
 自己資金がある場合は「その他」に記載します。

草刈り機やパソコン等を交付金で購入した場合は
 下表のような台帳(自由様式)に記載し、適切に管理します。

※農業用施設等の構築物以外の物品等については、下表のような独自様式の台帳を作成し、管理することも可能です。

処分制限期間と処分状況の欄が必要です。

財産(物品)管理台帳(例)

番号	品目名	数量	購入金額	取得 年月日	処分制限期間		処分の状況		摘要
					耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
1	草刈り機(〇〇-〇)	10台	212,000円 (@21,200×10)	H31.4.21	7	H38.4.21			
2	パソコン(〇〇-〇)	1台	54,000円	H31.6.25	4	H35.6.25			
			266,000円						

- (注)1. 交付金で購入した備品については、農林畜水産業関係補助金交付規則別表に参照し本表で整理する。
- 2. 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。